

令和4年度第5回仙台市子どもの貧困対策並びに ひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会会議録

1 日時 令和5年2月6日（月）10：00～11：40

2 会場 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室

3 委員出席数 委員定数 10名

出席委員 8名、欠席委員 2名

(1) 出席委員 菅田賢治会長、五十嵐文委員、大沼華菜委員、君島昌志委員、小岩孝子委員、
田中孝子委員、樋口広思委員、三浦じゅん委員

(2) 欠席委員 川端千尋委員、立岡学委員

4 会議録署名委員 菅田賢治会長、小岩孝子委員

5 議事

(1) 報告事項

つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 中間案に対するパブリックコメントの実施結果について

(2) 協議事項

つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 最終案について

(3) その他

議事要旨

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プラン（仙台市子どもの貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 中間案に対するパブリックコメントの実施結果について

資料1、資料1別紙に基づき、子供支援給付課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治会長

ただいまの事務局の説明について何かご質問、ご意見はないか。

大沼華菜委員

パブリックコメントの意見 6 番と 14 番であげられた、市政だよりや各種広報をわかりやすくしてほしいというご意見について。市民に対する支援情報や制度案内は文章が多くなるため、イラストレーターの協力を得て紙面を作成することなどもよいのではないか。例えば、インスタグラムなどを見ると、障害を抱える子どもたちや、子育て、ひとり親家庭などの日常の葛藤についてイラストを通してわかりやすく伝えているかたが多いという印象がある。イラストを載せることで、該当者の方に親近感を持ってもらえるほか、支援の内容がわかりやすく伝わると思う。これについては回答を求めるものではなく、ひとつの意見として捉えてもらえばよい。

菅田賢治会長

離婚の際、日本は親権を取り決めているが、共同親権が国際的な主流となっている。現在、法務省の審議会では共同親権を認めようという方向で動いているところ、児童福祉関係者や日弁連は反対の立場である。共同親権に反対する NPO 団体のホームページが、とても見やすいものとなっているため、参考に一度見ていただきたい。なにが問題なのか、我々がどう行動すればいいのかが、わかりやすく示されており、ホームページの作り方として大変参考になる。行政が作るプランで NPO 団体のホームページのように作ることはできないかとは思うが、大沼委員の意見を聞いて思い出したので紹介する。

子供未来局次長

このプランの分量のなかにイラストを入れることは難しいものと考えているが、何度かご紹介している「せんだいのびすくナビ」や「仙台子育てスケッチ」では、映像なども取り入れ、できるだけわかりやすく、親しみやすい形で情報を発信するようにしている。そのほか、これまで文字が多いとのご意見を受けている「ひとり親向けのサポートブック-うえるびいー」については、少しずつ工夫していきたいと考えている。行政の作成する広報物は文字や文章量が多く、堅苦しいというご意見はたびたびいただいており、それについては我々も課題として認識している。一方で、情報を正しく伝えることとのバランスを考えながら、媒体によって工夫できるところは工夫していきたいと思う。

菅田賢治会長

その他、ご質問、ご意見等あるか。

小岩孝子委員

パブリックコメントによる反響が大きく、様々な立場の方からの意見が出ており、このプランを作ったことは間違ではないと思った。これほどいろいろな立場の方から意見が届くのは珍しいのではないか。気になる意見も多く、意見 1 番では、すべての子を持つ世代の国民がフルタイム・正規職で労働できる環境の整備が必要であるとの意見が出ており、そのとおりだと思う。一方で、児童館を運営して職員を採用する立場からすると、面接に来られても採用をお断りしなければい

けない場面はあり、職員が不足していても、業務に合わないと感じれば採用することはできない。求人に応募する方にも、学ぶ姿勢がなければフルタイムで採用されるのは難しい。具体的にあげられた環境整備案については、子育てを学校などにお任せしたいという意見だと受け取った。学校、家庭、地域とそれぞれが連携していくかなければならないところ、PTAやプランターの持ち帰りを廃止したほうがよいと考える家庭が多いとすれば、難しい問題である。

仙台市の施策に関する広報について、わかりやすくなってきた感を感じていたところ、パブリックコメントでは、もっとわかりやすくしてほしいとの意見があがっており、さらに工夫が必要であることを実感した。また、市政だよりのように手元に届くものには目を通すことができても、区役所など窓口に行くのは難しい家庭が多いのかもしれないという印象を受ける。また、意見7番により、支援が必要な状況にあっても子どもが自分から助けて欲しいと言うことができない、あるいは支援が必要な状況にあることに気づかず待っている子どもいることがわかり、支援を必要とする子どもを見つけることの難しさを改めて感じている。

なお、このプランにおける施策については、これ以上加えることは難しいものと思う。

田中孝子委員

提出された意見により、これまで協議会で議論してきた方向性は間違っていたのだと感じた。わかりやすい広報と連携、アウトリーチによる早期支援、そういった部分に意識を向けてこの計画を作成してきたことが評価されたものと読み取った。

小岩委員の意見を聞いて、支援者が寄り添った支援を行うことは大事だが、一方で支援を受けた側も能動的に解決に向けて動かなければならぬ、というところを伝えていくことも大事だろうと思った。パブリックコメントであげられた小学校に向けた環境整備案を見ると、学校と寄り添って子どもを育てていくというよりは、学校に任せたいというような意識が見え隠れする印象である。子どもは一緒に育てていくものだということを、アウトリーチによる早期支援や連携の中で、寄り添いつつも伝えていかなければならぬと感じた。

三浦じゅん委員

意見1番に関連して、子育てが学校や教育施設に丸投げなのではないかという話が出ていたが、確かにそういう観点もあるとは思う。一方で、そうしないと生活が成り立たないからこそ、こういう提案があるというところに目を向けて、このような提案をしなくてもいいような社会保障や雇用・労働環境、もしくは行政の支援が受けられる体制をもっと充実して、図ることができたらいいと思う。

菅田賢治会長

その他、ご質問、ご意見等あるか。

君島昌志委員

意見10番について。現在8名いるスクールソーシャルワーカーを増員する旨事務局から説明が

あった。数年前、ある市町村において、スクールソーシャルワークに関する調査をまとめた。その際のヒアリングでは、経済的な事情について、保護者はなるべく先生に知られたくない、言いたくない、また、先生の側からも保護者に聞きにくいものであることがわかった。学校としては、就学援助制度の利用により、家庭の経済状況を把握していたとしても、経済的な事情は教員と保護者の関係の中で、なかなか顕在化しない。第三者的な立場であるスクールソーシャルワーカーには相談することができる保護者もいる。そういう意味で子どもの貧困について、できるだけ早期発見、早期対応するためには、スクールソーシャルワーカーの増員は、非常に大切なことだと感じた。

(2) 協議事項

つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン（仙台市子供の貧困対策計画・仙台市ひとり親家庭等自立促進計画） 最終案について

資料2、資料3に基づき、子供支援給付課長が説明。

(質疑応答)

菅田賢治会長

ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問等ないか。修正が必要な点や追加すべき内容などあれば、指摘あるいは提案を。

大沼華菜委員

資料3の参考部分、令和5年度に拡充する事業のNo.9「学習・生活サポート事業」の教室を20か所から24か所へ拡大することだが、学習支援室を運営する立場から、教室の利用人数などにばらつきが見られ、どのような基準でどこに拡大したのか、支援の手が届いていないなど背景があるのか教えてほしい。

子供支援給付課長

学習・生活サポート事業は各区に設けた教室に利用者、利用される子どもが来ていただく形態になっており、その教室数をまず増やしたいという考えがあった。教室数を増やすとなると、予算の制約も伴うため、それらを勘案し、結果的に4か所となった。教室の設置場所は、5区あるうちの若林区を除く4区にそれぞれ1か所ずつ増やすことになった。若林区の現在の利用率が、他区と比べてあまり高くない状況もあり、そのような拡充としたところである。

菅田賢治会長

余談だが、仙台市は病児・病後児保育を全区で1か所ずつ実施しているところ、最後まで設置できなかったのが若林区である。若林区はうちの法人が引き受けた。そのような経過もあり、土地の事情もそれなりにあるのかと感じた。

その他、ご質問、ご意見はあるか。

三浦じゅん委員

資料3「第4章 施策の展開」の令和5年に拡充する事業No.89「養育費の確保に関する支援の推進」について、公正証書等作成に要する費用助成の追加があるが、公正証書等とは具体的になにを指すのか、いくらの助成なのか、何の費用なのか教えてほしい。

子供支援給付課長

現在は養育費保証契約の保証料の助成を実施している。保証契約保証料に対する助成は、令和2年の制度開始時は9件ほど利用があったが、それ以降の利用が芳しくなく、今年度はまだ0件となっている。保証契約の前提として、公正証書などの書類が必要になるが、それら書類の作成費用については、これまで仙台市は助成していなかった。ほかの政令市などではすでに養育費を確保するための支援として、公正証書作成の助成を行っている例もあり、仙台市でも実施することである。費用の助成は5万円上限として予定している。

三浦じゅん委員

助成対象には公正証書以外の文書作成費用も含まれるものか。

子供支援給付課長

公正証書等の「等」は調停の申し立て費用や戸籍謄本取得の費用を含んでいる。

三浦じゅん委員

要するに実費の助成ということで承知した。調停の申し立てに要する費用は概ね2千円程だが、公正証書を作成するとなると2、3万円かかることが多いと思う。この助成を使ってもらえばよい。周知について、例えば公証人役場に書類を置いてもらったり広報をしてもらったりすることは考えているか。

子供支援給付課長

現時点では具体的な広報手段までは考えていないが、制度を作った際に必要な方にどう伝えていくかというのは一つの課題であるため、周知についてはなお、検討したい。

三浦じゅん委員

この助成には収入要件はあるか。

子供支援給付課長

児童扶養手当受給者などのように一定の制約を検討している。

三浦じゅん委員

本人は離婚前に、自分は児童扶養手当受給者だから使えるということがわかるものか。それとも改めて審査をしなければわからないものか。

子供支援給付課長

児童扶養手当受給には所得の線引きがあるところ、それ相当の収入の状況であるかは判断させていただく。

三浦じゅん委員

例えば法テラスでは、収入が月額いくらだと使える／使えないが一覧表になっていて、市役所や法テラスに問い合わせをしなくても、大体すぐわかるようになっている。公正証書作成費用の助成を使うために、収入要件があるのであれば、自分の収入はいくらだから使えるとか、判断できるような案内であるといい。弁護士としても相談者に勧める際に判断しやすい。

菅田賢治会長

その他、ご質問、ご意見等あるか。

小岩孝子委員

プラン「第4章 施策の展開」に記載の事業番号131番「スクールソーシャルワーカー活用事業」について。現在、小学生と中学生の児童がいる家庭に関わっている。放課後に親が不在であったり深夜に帰宅したりするなど、食事の心配もあったため、子ども食堂として食事を届けるなど対応している。スクールソーシャルワーカーの活用は、学校のなかで相談を受け、支援や他機関へのつなぎがメインとなるものだと思うが、食事ができない子どもや、同じ服を数日来ている子どもがいる場合、家庭のなかのことについてもなんらかの支援ができればいいと思う。各専門機関において人手が不足しているなかで、今回スクールソーシャルワーカーが5名増員されるというのは、とても心強いことである。他の機関についても人数を増やしてサポートができるような体制があればいいと思う。学校の先生も毎日、学校から児童館まで児童を送り届けるなどしているため、そういう面でも先生以外の方が担うことができないか、仙台市としても考えてもらえば、子どもの貧困対策にもなるのではないかと思う。

菅田賢治会長

事務局からなにかかるか。

子供未来局次長

スクールソーシャルワーカー活用事業は、教育委員会の事業になるが、小学校の規模は大小あるなかで、概ね20校程度に1か所の拠点校へ配置すると聞いている。基本的にスクールソーシャルワーカーが家庭内に入って支援を行うのは難しく、学校や区役所、民間の様々な支援団体の方

と連携していく必要がある。

小岩委員がおっしゃるとおり、養育で課題を抱えている家庭が増えしていくなかで、公的機関のマンパワーを増やすことができればよいが、なかなか難しい。可能な対応として今回スクールソーシャルワーカーの増員を行う。他にも児童相談所の職員も増やしてはきているところ、どこまで増やせば十分なのかという判断が必要になる部分ではあるが、困難ケースに対応するため、可能な限りマンパワーを配分していきたいと考えている。また、どのような形で連携していくのかもさらに模索していきたいと思う。

菅田賢治会長

その他、ご質問、ご意見等あるか。

樋口広思委員

私も子供未来局で会計年度任用職員だった経験がある。また、スクールカウンセラーで単年度の契約もしていた。中間案に対するパブリックコメントの意見と小岩委員の話ともつながるが、パブリックコメントの意見9番と資料2最終案の事業23番「スクールカウンセラー配置事業」、130番「生活保護現業職員（ケースワーカー等）研修」、137番「児童相談所の専門性強化」など、どのように専門家を養成していくのかが課題だと考える。

専門家について現状の雇用形態が統一され、より雇用条件が良いところに移ってしまうだろう。例えば、仙台市でスクールカウンセラーとして勤務を始めても、雇用が不安定なため、のちにより条件のいい自治体へ転職することがある。そのほか児童相談所やはあとぽーと仙台の任用職員の求人内容を見ても、生活を成り立たせるは難しいものである。

専門家はコストを払いながら専門家として努力をしているため、時給や雇用条件面が見合うものでなければ、人は離れていく。単年度、会計年度でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所の嘱託職員を採用しても、すぐにいなくなるような状況は改善しなければいけないと思っている。子どもを応援する人たちが不安定では、子どもたちを応援しきれない。今回策定するプランのさらに先には、支援者側の雇用面も含めた全体像を描く必要があると考えている。

子供未来局次長

スクールソーシャルワーカーは教育局に関することになるため、この場では答えるのが難しい部分もあるが、採用する際になかなか人が集まらないという話は聞く。良い人材を集めるのは難しい。

例に出された児童相談所については、この数年で正職員の児童福祉司を10名以上増やしているが、採用1年目から3年目の職員の数が多いため、どのように育成していくのかが課題としてある。また、児童相談所で採用された場合であってもいずれ異動することになる。異動によるローテーションの中で実力を高めてもらい、いずれ福祉職として戻ってもらうのが理想だが、現在は過渡期にあり、採用年次が浅い方が多い状態にあるため、対応は考えていかなければならない。

児童相談所の児童心理司については、従前から正職員だけではなく、会計年度任用職員の方もいたところ、今はできるだけ正職員に変えていこうとしている。ただし、心理職も採用が難しいため、徐々に進めていく。いずれにしても児童相談所については、この5、6年で相談件数が増えていることに伴って増員している。そしてノウハウを蓄積して、力をつけていかなければならないが、現在その過渡期にあるため、我々もいろいろ工夫しながら進めていきたい。

菅田賢治会長

震災以降、宮城県でも仙台市でも福祉職を設け、社会福祉士を中心とした資格を持っている学生を採用しており、確かに若い方もいる。スクールカウンセラーについては仙台市に限らず、宮城県内の他の自治体でも、採用に困っている様子である。樋口委員の言うとおり、採用にあたって大事なのはその身分であり、なるべく正規職員であることが理想である。

その他、ご意見、ご質問等はあるか。

君島昌志委員

最終案「第4章 施策の展開」に記載のある担当局について。一部報道によれば、子供未来局の名称変更や、機能の拡充が予定されているが、表記はどのようになるのか。また、今回は最終案として示されているところ、今後変更はあるものか。わかる範囲で教えてほしい。

子供未来局次長

本日、意見がなければこの最終案の形で進めたいと考えている。また、計画の策定年月が令和5年3月となり、その時点では現在と同じ「子供未来局」であるため、担当局の記載についても最終案のとおりである。

菅田賢治会長

その他、ご意見、ご質問等はあるか。

五十嵐文委員

様々な意見を聞いて、このプランが本当に効果的なものとなるためには、掲載している事業に単体で取り組むだけでは不十分であり、それぞれが連携することの必要性を強く感じた。先ほど小岩委員から紹介のあった事例と同様、支援の対象となる家庭は複数の課題を同時に抱えているため、支援に関わる様々な部署、団体が早い段階でケース会議を開くことができるのかどうかが大きな意味を持つ。多くの機関が関わるなかで、役割分担と定期的な見直しを図ることが大切である。

私自身、委員としてこのプランの策定に関わり、今までやってきた仕事の中とは違った視点を持つことができたのは、今後のためにもとても有意義であると感じている。

菅田賢治会長

その他、ご意見、ご質問等はあるか。

三浦じゅん委員

「養育費の確保に関する支援の推進」の養育費保証契約の保証料補助について、今年度の利用実績が0件であるとのことだが、その原因を事務局はどのように分析しているか聞きたい。

子供支援給付課長

養育費保証契約の前提として、債務名義が必要になる。実態調査の結果にもあったとおり、養育費の取り決めと書面化、債務名義化がされていないケースが一定程度あることが、利用につながらない要因かと考えている。

三浦じゅん委員

養育費支払いの取り決めを書面にすることが第一義的に必要であるという認識でよいか。

子供支援給付課長

書面の取り交わしがあることは一つの大きな要素だと考えられるため、そこからさらに保証会社と保証契約を締結する際は補助を使うことができるが、書面を取り交わす合意があるのであれば、養育費は支払われることも多いのではないかと推察している。

三浦じゅん委員

公正証書等の書面を作成するという第一段階に、今後より一層支援をしていく必要があると思う。繰り返しにはなるが、例えば仙台市内に3か所ある公証人役場や弁護士会、裁判所の待合室など、より利用できる人が利用しやすいような場所や場面で広報できればいい。

子供未来局次長

養育費保証契約に係る保証料補助を開始した令和2年度は実績が9件あった。この数年で実績が減ってきた理由について詳しく分析できない部分もあるが、三浦委員から提案のあった裁判所や公証人役場でこの制度を認知する方はおそらく少なく、養育費制度や書面の取り交わしについて調べるほどの余裕がない方が多いと思う。そのような方々に、どのように離婚や養育費制度を説明し、ご納得いただいたうえで取り決めてもらうかが課題であるため、皆さんのお知恵もいただきながら、さらにできることをやってきたい。

三浦じゅん委員

確かに相談に来たり、依頼されたりする方の様子を見ていると、まずは離婚することが第一目標となっており、関連する様々な取り決めや要した費用の取り戻し、養育費の不払いの対策は順番としてあとになることが多いと思う。紛争状態にあり、調停や交渉など裁判への対応に追われ

ているときに、助成のメニューを提示して追加で手続きをするのは難しいだろう。離婚が成立、調停が成立したあとも、必要な手続きが様々あり、渦中にある方にとっては負担が非常に重く、さらに補助を受けるための手続きをとることは難しい。弁護士会の離婚の研修などでは、仙台市で行っている養育費助成の制度を周知されているが、なかなか利用に結びつかないことがわかつた。

菅田賢治会長

以前も話したが、母子生活支援施設に来る母親のなかにも、離婚と親権さえ取れればいいと言う方がいる。その際は、離婚と親権だけでなく、慰謝料と養育費も含めた4点が必要だと時間をかけて説明する。離婚することで精一杯、手続きも多いなかで、このような助成制度を利用できるかというと難しいのかもしれない。

その他、ご意見、ご質問等はあるか。

大沼華菜委員

潜在的なニーズについて当事者の目線で意見がある。パブリックコメントのなかに、子どもは自分から言い出せない、相談しづらいという意見があった。その背景のひとつに、自分の家庭環境を恥ずかしいと感じている場合や、自分が置かれている状況を相談することによって、親を否定することになってしまうかもしれないを感じていることがある。子どもへの支援に携わるなかで、「ご飯が出てこなくてもお母さんは頑張ってくれている」という子どもの声もあった。困難を抱える子どもたちには、現在置かれている状況は誰のせいでもないということを伝えられたらいいと思う。今回のプラン策定により、これだけ多くの制度と支援体制があることを伝え、また、大人と子どもにかかわらず、自らのみに原因を帰属させるわけではなく、解決につなげていくことができればいいと感じた。

菅田賢治会長

パブリックコメントの意見7番にあるような、小学校4年生以上の子どもたちが母子生活支援施設にもいる。普段は笑顔でいても、心の中で様々な思いを抱えているのだろうと思う。

他にご意見等あるか。

それでは、策定協議会として、今回事務局の方から提案があった最終案については、原案通りでよしとしたいと思うが、皆様よろしいか。

(異議なし)

(3) その他

菅田賢治会長

全体を通して確認しておきたいこと、また事務局への要望などあれば。

なければ、以上で協議を終了する。

(各委員から質問等なし)

では、以上で協議会は終了したい。ありがとうございました。

3 閉 会

以上

会議録署名委員 菅田 賢治

会議録署名委員 小岩 孝子